

医政発 1021 第 9 号  
令和 7 年 10 月 21 日

一般社団法人 日本医療法人協会会長 殿

厚生労働省医政局長  
(公 印 省 略)

「医師法第十六条の二第一項に規定する臨床研修に関する省令の施行について」  
の一部改正について

標記について、今般、別添のとおり通知を発出しましたので、御了知いただくとともに、会員等各位に広く周知されることについて格段の御配意を賜りますようお願いする。

厚生労働省医政局医事課  
医師臨床研修推進室  
TEL:03-5253-1111 (内線 4123)